

議案第 1 2 号

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章 総則 第1条から第15条 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 (1) 略 (2)当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)から(5) 略 2 略 第17条から第21条 略 第2章から第6章 略 附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	目次 略 第1章 総則 第1条から第15条 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 (1) 略 (2)当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)から(5) 略 2 略 第17条から第21条 略 第2章から第6章 略